

2020年2月

お客さま 各位

金沢信用金庫

カード関係および各種サービスの規定改定のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、民法改正を踏まえ、2020年4月1日より下記の規定を改定させていただくこととなりましたのでお知らせいたします。

記

1. 改定する規定

番号	規定名
①	金沢信用金庫キャッシュカード規定
②	きんしんオーナーズカードクイックカード規定
③	ICキャッシュカード特約
④	生体認証特約
⑤	Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス規定
⑥	ネット口座振替受付サービス利用規定
⑦	しんきん電子マネーチャージサービス利用規定
⑧	無鑑査集金利用規定
⑨	きんしんインターネットバンキング利用規定
⑩	ワンタイムパスワードサービス利用追加規定
⑪	きんしん法人インターネットバンキング利用規定
⑫	きんしん法人インターネットバンキング預金口座振替サービス利用規定
⑬	きんしんファームバンキングサービス（照会・資金移動）利用規定
⑭	きんしんファームバンキングサービス（データ伝送）利用規定
⑮	きんしんANSER（アンサー）自動通知サービス利用規定

2. 主な改定内容

（1）規定変更時の周知方法等について

○適用規定番号：①～⑮

○抜粋例

規定の変更等

当金庫は、本規定の内容を任意に変更できるものとします。

変更内容は、当金庫ホームページでの表示、店頭での表示その他相当の当金庫所定の方法で公表するものとし、当金庫は公表の際に定める相当の期間を経過した日以降は、変更後の内容に従い取り扱うこととします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。

(2) 契約の成立要件と時期等について

○適用規定番号：⑧～⑪、⑬～⑮

○抜粋例

契約の成立

本サービスの利用に関するご契約先と当金庫との間の契約（以下「本契約」といいます。）は、当金庫所定の方法によるお客さまの申込みに基づき、当金庫が申込みを適当と判断し、承諾した場合に成立するものとします。

3. その他

改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用されます。

ご不明な点がございましたら、当金庫の窓口にお問い合わせください。

以上